

〈 会 議 資 料 〉

議案第2号

屋外広告物の安全点検に関する事項の見直しについて

屋外広告物の安全点検に関する事項の見直し

本市では、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的に、枚方市屋外広告物条例により、屋外広告物の表示及び設置等について必要な規制を定めています。屋外広告物の管理については、管理者を定めて適正な管理を行うとともに、一定規模以上の屋外広告物の場合は、2年を越えない期間ごとに定期的な安全点検の実施及び報告すること等を義務付けています。

近年、全国的に老朽化などによる屋外広告物の事故が発生していることから、屋外広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められています。こうしたことから、国はガイドラインや安全点検に関する指針を示され、屋外広告物の表示及び設置者が屋外広告物を良好な状態に保持し、適切に点検等を行っていることを地方公共団体が確認することが必要となっています。

今般、国の指針等を踏まえ、枚方市屋外広告物条例施行規則（以下「施行規則」。）で定める安全点検に関する事項を見直すものです。

変更内容

①安全点検を行う者の資格要件

- ・屋外広告物の安全点検を行う者の資格要件は屋外広告士等としていますが、「屋外広告物点検技能講習の修了者」を追加します。

②既存の屋外広告物の報告義務

- ・安全点検の対象となる規模要件に該当する屋外広告物を表示または設置後に、許可申請があった場合は、既存の屋外広告物の安全点検の結果報告書及び点検状況を示した写真の提出を求めることとします。

③安全点検結果報告内容

- ・本市に提出する安全点検の結果報告書において、国が示した「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」を踏まえ、点検項目を8項目から17項目に細分化し、安全点検の強化を図ります。また、点検状況を示した写真の提出を求めることとします。

<現行>

項目	異常の有無
取付け（支持）部分の変形又は腐食	有・無
主要部材の変形又は腐食	有・無
ボルト、ビス等の緩み	有・無
表示面の汚損、変色又ははく離	有・無
表示面の破損	有・無
ネオン設備等における異常	有・無
落下のおそれ	有・無
その他の点検箇所	有・無



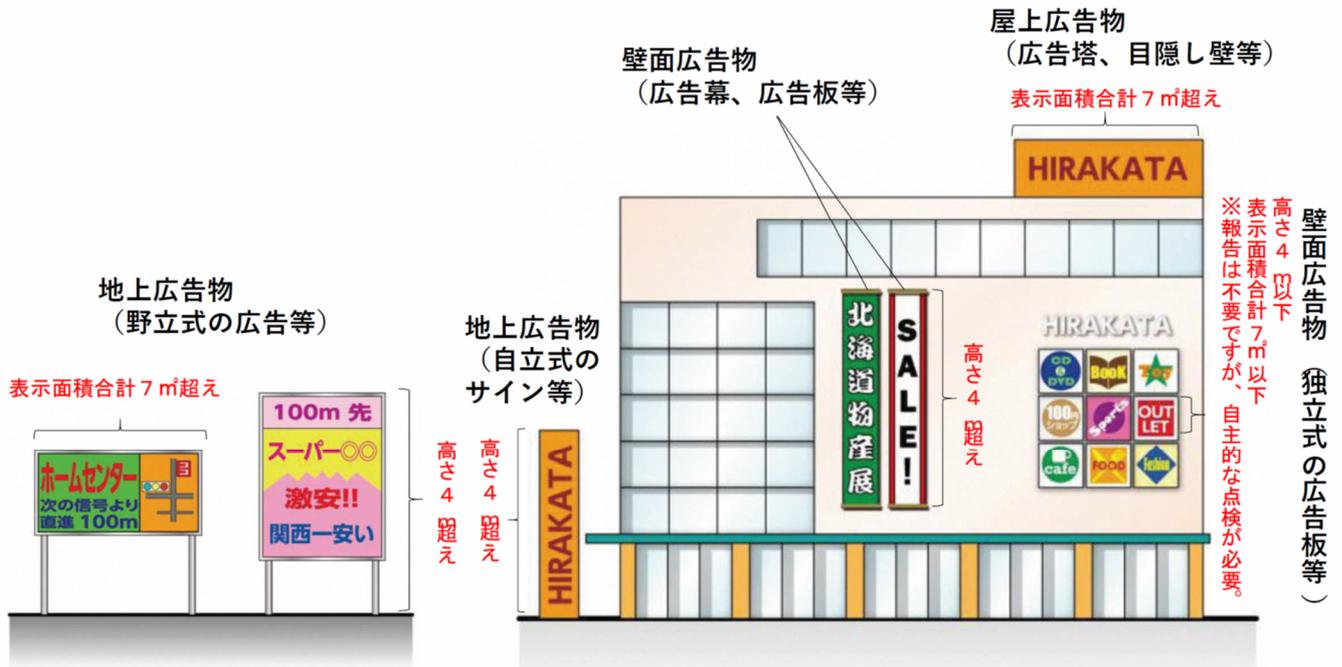
<改正案>

点検箇所	点 検 項 目	異常の有無等
上基 部 礎 構 造	上部構造全体の傾斜、ぐらつき	無 経過 有 観 察
	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	無 経過 有 観 察
	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	無 経過 有 観 察
支 持 部	鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	無 経過 有 観 察
	鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	無 経過 有 観 察
取 付 部	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	無 経過 有 観 察
	溶接部の劣化、コーキングの劣化等	無 経過 有 観 察
	取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	無 経過 有 観 察
広 告 板	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落、退色	無 経過 有 観 察
	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損、退色	無 経過 有 観 察
	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	無 経過 有 観 察
照 明 装 置	照明装置の不点灯、不発光	無 経過 有 観 察
	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	無 経過 有 観 察
	周辺機器の劣化、破損	無 経過 有 観 察
そ の 他	付属品の腐食、破損	無 経過 有 観 察
	避雷針の腐食、損傷	無 経過 有 観 察
	その他点検した事項（ ）	無 経過 有 観 察

④安全点検の対象となる屋外広告物の規模要件

- ・安全点検の結果報告が必要となる屋外広告物の規模の要件（現在は、屋外広告物の高さが4mを超えるもの）に、屋外広告物の「表示面積が7㎡を超えるもの」の要件を追加します。

※映像又は塗料により建築物または工作物の壁面に直接表示される屋外広告物は除きます。



2 実施時期等

- 令和4年1月 枚方市景観審議会
- 2月頃 パブリックコメント
- 4月頃 施行規則の改正

なお、安全点検の設置者等への周知期間については、6月間程度を設けるものとして検討します。